

# 牡鹿半島は沈降しつゝありや

鷺坂清信

昭和八年三月三日の地震に伴ふ大津浪の跡を踏査する際、各所に於いて其の地の老人は自家の浸水の高さよりして、今回の津浪が明治二十九年のものに比して高きことを證言せり。然るに著者の測定した浪の高さを明治二十九年の津浪に就き伊木常誠氏の測定した値に比較するに殆んど同一なる場合が多い、然れば以上三者の測定値が正確なりとすれば家屋の浸水の差は土地の沈降に依るものと考へざるを得ない。又本吉郡十三濱村大指の遠藤氏の語る處に依れば「先代の屋敷地は此處であつたが斯くの如く波打ちぎわとなつて居るのは正に此の敷地の岩石が沈降したので昔日はもつと高かつたのだと老人達は言つて居る」との事である。

次に著者は此の沈降の傾向を示すに先だちて此の半島に關し地質學上の説を聞くこととする。即ち東北日本外帯山脈の北半をなせる北上山脈は南は牡鹿半島に終るが、元來此の山脈は南

なる阿武隅山脈と連なり、外帯山脈をなし居たるものなりしも仙臺灣の陥没によりて其の交渉を斷たれたるものなりといふ。而して北上山脈の南端の山脊は此の沈降により水準面を高め、海水は深く谷に浸入し、此の際山嶽の支脈多きため多くの灣を形成せり之牡鹿半島の成因にして今日尙其の沈降が繼續しつゝありや否やが問題である。

今回著者の測定せる津浪の高さ、明治二十九年の津浪につき伊木常誠氏の測定せるもの、夫れ等の差及び各地に於ける家屋の浸水の高さの差等を表示すれば次の如くである。

津浪の高さの表 (尺)

村落名	昭和三年	明治二十九年	差	家屋の浸水の差	土地の沈降
船津	R 4	R 4	R 0	R	R

荻	濱	燈	臺	3							
荻			濱	6	7	- 1	+ 2	(-3)			
小			積	9			+ 3				
小			淵	8	8	0	+ 4	(-4)			
小	網		倉	10	7	+ 3	+ 3	0			
大			原	7	6	+ 1					
十	八		成	6	6	0					
鮎			川	8	7	+ 1					
谷			川	16	11	+ 5					
大	谷		川	16							
鮫	ノ		浦	16	10	+ 6					
飯	子		濱	6	9	- 3					
女			川	8	9	- 1	0	(-1)			
石			濱	8	8	0					
寺			間	7							
出			島	7							
竹	ノ		浦	6	7	- 1					
尾			浦	9	8	+ 1	+ 3	(-2)			
御			前	8	10	- 2					
浪			板	5	8	- 3					
水			濱	5	7	- 2					
小			島	6	6	0					
雄			勝	11	11	+ 4					
桑			濱	5							

立		濱	6								
大		濱	9	10?							
船		越	15			+ 3					
屋		敷	(30)								
荒		振	11	11	+ 3	+ 3				0	
名		波	7								
追		濱	7								
月		神	8								
立		屋	8								
長	鹽	濱	7	9	- 2						
白		室	10	15	- 5						
小		室	10	13	- 3						
大		川	16	15	+ 1	0	(+1)				
小		指	16	15	+ 1						
大		指	16	17	- 1	- 2	(-1)				
平均の値							+ 0.1尺	+ 1.9尺	- 1.3尺		

前表の「差」の欄の符號は今回の津浪が明治二十九年のものに比して高かつた場合をプラスとしたものである。此のプラスのみの合計は二十六となり、マイナスのみの合計は二十四となる此の代數的和のプラス二を觀測回数二十六で割れば「+0.0八」となり約0.1尺だけ平均に於いて今回の津浪が高かつた

事になる。實際之は勿論誤差の範圍である。故に今回の津浪は前回のものと平均に於いて全く同じ高さである、(但し岩手縣の沿岸では今回の津浪の高さは明治二十九年のものに比較すれば甚だ小さく約三分の一の高さであるといふ)。

然るに實地踏査の際、著者は各所に於いて、今回の津浪が前回のものに比して高きことを聞いた、之は其の土地に永住する老人が自家の床上幾尺か浸水した高さの差を以つて説明するもので相當信用が置けるものであると思ふ。前表の「家屋の浸水の差」とあるは此の聴取した値である、此の平均は「十一・九尺」である。プラスは今回の浸水の高きことを示す。

次に土地の沈降を考察すに、例へば荻濱では今回の津浪は前回に比して一尺低い、然るに家屋浸水から見れば二尺高い、故に土地の沈降は三尺といふ事になる。前表の「土地の沈降」の欄は斯くの如くして得た値であつて、負號は沈降を示す。

結尾、以上の材料では土地の沈降を確認する譯には行かない然れども著者の津浪の高さの測定値と明治二十九年の際、伊木常誠氏の測定したるものと大體同一なるに、家屋の浸水が今回の方が高いといふ事を各所で聞いた、而して今回の方が低いといふ箇所は極めて稀である。然れば此の結果は少なくとも牡鹿

半島の沈降説を支持する一資料となるであらう。

尚石川氏の踏査報告中「陸地沈降現象」の欄に次の事が掲げてある「宮城縣本吉郡大島村西海岸は次第に沈降し、此の海岸の村道は現今迄八十年間に既に三回陸地の方に改修してゐる、而して以前の道路は沈降のため交通不能となり、現在の道路と高さの差は約二米である。

尙此の問題の解決は今後の精密なる測量の結果に依らねばならない事は勿論である。